

平成29年度
第2回加賀市健康福祉審議会高齢者分科会会議録

日 時：平成29年9月7日（木）
午後1時00分～3時00分
場 所：加賀市市民会館
第2会議室

開始前資料説明

議題

1. 介護保険制度改正等の動向について
2. お達者プランの策定状況について
 - (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について
 - (2) 在宅介護実態調査について
 - (3) 介護サービス供給量調査について
 - (4) 市民意見交換会（座談会）について
3. 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの開始について
4. 地域包括支援センターランチの公募の結果について
5. 地域型はつらつ塾について
6. シニア活動応援事業について

閉会

【事務局】

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

【北七長寿課長】

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。只今より、平成29年度加賀市健康福祉審議会高齢者分科会第2回会議を開催いたします。会議の開催に先立ちまして、高川健康福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

【高川健康福祉部長】

（あいさつ）

【事務局】

前回の会議以降に推薦いただいている団体での異動に伴う委員の交代がありましたので、新たに当分科会委員にご就任いただきました委員の皆様を事務局よりご紹介させて

いただきます。

加賀市医師会 会長 河村勲様に代わりまして、加賀市医師会 理事 橋秀樹様です。

加賀市社会福祉協議会 評議員 大中 登様に代わりまして、同じく加賀市社会福祉協議会 評議員 河嶋 和江様です。

本日の出席委員の数は現時点で13名であり、定員の過半数を超えておりますので、加賀市健康福祉審議会条例の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

役員選出

(事務局一任の声あり、事務局提案により会長に南野委員、副会長に橋委員を選出)

【事務局】

それでは、条例規定により、会議の議長については分科会会長が行うこととなっております。

それでは、南野会長お願いいたします。

【南野会長】

前回の会議から若干時間が経ちましたが、委員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

只今、会長に選任されました南野です。何分不慣れではございますが、分科会の議事の進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。委員の皆様には、慎重なご審議をお願いしたいと思っております。

それでは、本日の議題及び予定時間を申し上げます。

「1. 介護保険制度改正等の動向について」15分、「2. お達者プランの策定状況について」の4件を40分、「3. 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの開始について」10分、「4. 地域包括支援センターブランチの公募の結果について」10分、「5. 地域型元気はつらつ塾について」10分、「6. シニア活動応援事業について」10分を見込んでおります。終了予定時間は質疑応答を含めまして、午後3時頃を目処に会議を進めたいと思っております。

長時間にわたる会議となりますが、慎重なご意見をお願いしたいと思います。

それでは次第に沿って進めてまいります。

議題1. 介護保険制度改正等の動向について

【南野会長】

議題1「介護保険制度改正等の動向について」、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

資料1「介護保険制度改正等の動向について」説明

【南野会長】

ありがとうございました。只今の報告についてご質問はございませんか。
会議の回数が1回増えましたので、お願いしたいと思います。
質問がないようですので、次に移ります。

議題2. お達者プランの策定状況について

【南野会長】

それでは、次に、議題2「お達者プランの策定状況について」の「(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について」、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

【資料2-1】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について説明

【南野会長】

ありがとうございました。只今の報告についてご質問はございませんか。

【澤田委員】

私も70歳以上なのでこれをいただきました。対象になる方は70歳以上となっておりますが、基準はあるのですか。

【事務局】

こちらの調査項目については、あくまでも要介護認定をお持ちでない70歳以上の方となっております。70歳以上の方全員、12,000人弱の方に送らせていただいております。これは早めに気づくきっかけになるので、介護認定等をお持ちの方はケアマネジャーさんがおられますので、関わりがあるというところで対応していただいております。その前の段階で早めに関わることが必要だという方々を把握する調査です。

【見付委員】

自分でそうかなと思うと「○」をつけますよね。そうすると認知症ということもあるかもしれないので病院にいきなさいということだと思います。でも、これを本人が書けるのであればまだましなほうですよ。

【澤田委員】

ちょっとあやしいと思えば検診を受ければよいのですが、興味のない人には返事など出さなくても郵便料だけで十分だということを雑談で聞いたことがあります。莫大な経

費がかかっておりますよね。

【事務局】

これを毎年もらって、ご自身の体を確認する方々もおられます。毎年のこのチェックリストを自分のバロメーターとして、健康をチェックするということでの確認とさせていただきます。加賀市独自の生活アドバイス票を送らせていただいております。

【南野会長】

ほかにご質問はございませんか。それでは次に移ります。

議題2の「(2) 在宅介護実態調査について」、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

【資料2-2】在宅介護実態調査について説明

【南野会長】

ありがとうございました。只今の報告についてご質問はございませんか。ないので次に移ります。

それでは、次に、議題2の「(3) 介護サービス供給量調査について」、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

【資料2-3】介護サービス供給量調査について説明

【会長】

ありがとうございました。只今の報告についてご質問はございませんか。

【鹿野委員】

1番と2番の、サービス運営法人とサービス事業所の違いを簡単に説明してください。

【事務局】

いろいろなサービスの種類、サービスの事業所を運営しておりますのがサービス運営法人です。ひとつの法人で複数のサービス事業所を運営しておりますが、一つひとつのサービス事業所にお伺いする調査と、サービス事業所を管理している運営法人に代表してお聞きするという2種類の調査になります。

【鹿野委員】

現実に提供しているのはサービス事業所ということですね。

【事務局】

そうです。それらをまとめて運営しているのが運営法人です。それぞれ個々に調査を行いたいと思っております。

【小林委員】

サービス運営法人とサービス事業所のところ、特に運営法人のところでは拡大・縮小についてそういった回答があった場合には今後ヒアリングする予定があるという報告でした。その理由はどのようなものなのでしょうか。

【事務局】

実際に今回の回答をもとにして、いつから始めるのか、またどのような体制で実施する予定があるかといったようなことを、調査に加えてより詳しいところをヒアリングでお聞きしたいと思っております。

【南野会長】

ほかにご質問はございませんか。質問がないようですので次に移ります。

それでは、次に、議題2の「(4) 市民意見交換会（座談会）について」、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

【資料2-4】市民意見交換会（座談会）について説明

【南野会長】

説明ありがとうございました。只今の報告について、何かご質問などございませんか。

【中野委員】

ほとんど終わっているということですが、各地区でどれくらいの人数の方が参加されたのですか。また年齢層はどのような感じでしたか。

【事務局】

多いところで30人から40人弱です。年齢層としては若干高めという感じはあります。

【南野会長】

健康推進委員は各町にいらっしゃいますね。この中には入っていませんが、それとは別なのですか。

【事務局】

保健推進委員協議会ということで入っていただいております。ほとんどの地区でご出

席もいただいております。

【小林委員】

こういった取り組みはとてもよいことだと思います。市から説明をされて、そこに参加された方たちは納得されている状況なのではないでしょうか。いろいろな意見が出ていることはわかりましたし、こういった努力をされているということで身近に市を感じられる場だと思います。その辺はどうだったのでしょうか。

【事務局】

意見等でいろいろといただいております。最初のところで、今回の現状を聞いての感想を伺っております。今回、説明内容は市の方針といったものを掲げるというものではなく、現状をとにかくわかっていたらこうということで、特に各地区のデータなどをお示ししました。それを受けて、自分の地区がそういった状況であるということに驚いたといった感想をたくさんいただきました。納得というよりは、知らなかったという感想が多くありました。

【澤田委員】

「一般市民」と書いてあるのですが、各会の中の該当者以外の方で「一般市民」という方はどのような方なのですか。

【事務局】

地区によって案内の仕方が少しずつ違います。地区によっては有線放送をかけるところや、回覧板を回していただき一般の方の募集をされているところもあります。地区によっては団体に声をかけて案内するという形で行っているところもあります。

【澤田委員】

サロンは各地区にたくさんできました。サロンは60歳以上ということで高齢者ばかりになっておりますが、そういったところに説明にいかれる予定はないのですか。

【事務局】

地区にもよりますが、サロンのリーダーの方が参加されたというところもあります。サロンで希望があればご説明に伺う方向で考えております。

【湯谷委員】

介護者のサポートに対して項目が出ています。ご家族以外の地域の方が介護・サポートするということで、具体的にこのようなことができるといったご意見があったら教えてください。

【事務局】

今回、健康の分野、医療の分野など幅広く行いました。具体的に近くの方を支える介護についてどうすればよいかということに限定しませんでしたので、そこまでの深いお話はなかったかと思います。もう少し広い意味での困っている方を助ける方法や、ゴミ出しについてどうしようかといった話は少し出ております。

【南野会長】

ほかにはございませんか。それでは次に移りたいと思います。

議題3 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの開始について

【南野会長】

議題3の「介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの開始について」事務局より報告をお願いします。

【事務局】

【資料3】介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの開始について説明

【南野会長】

説明ありがとうございます。只今の報告について何かご質問などございませんか。

議題4 地域包括支援センターブランチの公募の結果について

それでは、ないようですので、次に、議題4の「地域包括支援センターブランチの公募の結果について」事務局より報告をお願いします。

【事務局】

【資料4】地域包括支援センターブランチの公募の結果について説明

【南野会長】

説明ありがとうございます。只今の報告について、何かご質問などございませんか。

【本間委員】

今回の公募地区の中では2地区の応募がなかったということです。今回選考されたところは小規模多機能居宅介護になるということと、現在のブランチすべてが小規模多機能居宅介護になるということになります。今後二十数か所のブランチを整備していくあたり、当然小規模多機能居宅介護がない地域での選考を考えていかなければいけないということが起きてくるのではないかと思います。それは第7期の検討事項ということ

になるのかもしれませんが、要件や何かしらの予定の変更といったものを考えていかなないとこのままでは進捗が難しくなってくるのではないかと思います。なおかつ、この地域包括支援センターブランチに関しては、数年前の高齢者分科会においてたくさんの意見と議論があり、一度では決まらず継続審議になった上で最終的に承認された事項があると思います。この進捗について少し心配をしております。

また、資料1の6ページ左上に、「地域包括支援センターの機能強化」とあります。その中で、「市町村に地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を義務付ける」という文章があります。これはブランチにもよるのでしょうか。

また、基幹型は市のほうでこころまちセンターとして実施しているのですが、こちらの評価はどこが行うのでしょうか。

【事務局】

質問の前にご意見としていただきました今後のブランチのところでございますが、補足させていただきます。

今回、この第6期においては地域密着型の事業所において募集させていただいております。小規模多機能型だけに募集をしているわけではございません。22か所というように構想の中で挙げておりますが、その中には事業所そのものが存在しないという地域もありますので、その辺りについてはさらに検討をしていきたいと思っております。

ご質問の、資料1の「地域包括支援センターの機能強化」の部分ですが、まずブランチに関しては自己評価という形で進めております。その結果については、この分科会でもお示しさせていただきます。ブランチを含め、地域包括支援センター、基幹型もすべてですが、ブランチ機能というものを進めていったものは地域包括支援センターの機能強化の一環として行っているものです。「市町村に地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を義務付ける」とあるのは、今現在直営で包括センターを運営しているところは3割を切るくらいになっております。国のほうはここに念を入れて「直営で行っている場合においても市町村は評価をすべき」というようにしております。今後、加賀市においては、包括が自分で自分を評価するということは当然自己評価として行いますが、長寿課として評価を行うことになるかと思えます。国のほうでも、直営の場合は包括で行ってはいけないと明確に書いておりません。この辺りは議論、確認の余地はあると思えます。

【本間委員】

ブランチの公募にあたっては、地域密着型サービスの事業所全部を対象にしているということで理解しました。ただ、応募されているところが実際には小規模多機能居宅介護しかございませんので、そこに何かしらの要件、緩和が必要なのかと思えます。緩和という言葉がよいのかはわかりませんが、小規模多機能居宅介護しか応募しにくい状況があり、それが今回の進捗や目標達成に向けての壁になっている部分があるのであればご検討願いたいと思えます。

【事務局】

事業所への供給量調査の中で、小規模以外の地域密着型事業所において公募に参加することの難点であるといったところをお聞きする予定になっております。その内容を踏まえて検討を加えていきたいと思っております。

【本間委員】

それは小規模多機能居宅介護の事業所にしか聞かないということですか。

【事務局】

それ以外の事業所です。今現在 14 か所小規模多機能型に認めていただいておりますが、すべてに応募いただいております。私どものほうとしては、小規模多機能だけではなく、広く地域密着型サービス事業所に募集をかけていますので、募集をいただけていないところに関して、そもそも応募要件に問題があるのかということも含めてご意見をいただければと思っております。

【南野会長】

よろしいでしょうか。ほかにご意見はございませんか。

議題 5. 地域型元気はつらつ塾について

【南野会長】

それでは、次に、議題 5 の「地域型元気はつらつ塾について」、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

【資料 5】 地域型元気はつらつ塾について説明

【南野会長】

説明ありがとうございました。只今の報告について、何かご質問などございませんか。

【中野委員】

地域型元気はつらつ塾の主旨は、住民の方が主体となって取り組みができるということで理解しています。そうすると、事業所の人員配置の要件がかなり手厚いのではないかという印象を受けます。そこで住民の方たちは、協力員さんがいたとしてもうまく住民主体にスライドできていくのかなという疑問があります。「各種団体のみによる運営等のさまざまな形態」ということも書いてありますが、実際にそのように運営されているところはあるのでしょうか。今ここに載っている一覧は法人がほとんどです。

【事務局】

三木地区のほうで昨年度事業所の公募をさせていただきましたが、事業所の応募がなかったという実情があります。三木地区に関しては、いちばん最初の予防体制のところの地域お達者サークルのメニューの一環として、支援型のおたっしやサークルという形で社協の方に体操のところをお願いしたり、送迎も社協と契約して行ったり、地域の方が中心となって動いています。

【中野委員】

実際に事業所が関与して、そのようになっているところはありますか。

【事務局】

今のところはございません。ただ包括として、地区への働きかけをずっと行ってきてようやくここまできたという思いもあります。委員が言われた、これから変わっていく住民主体については、これからの課題として考えております。協力員さんの数が徐々に増えてきておりますし、なおかつ協力員さんではなく参加のネットワークも広がりつつありますのでこれから期待したいと思っております。

【中野委員】

なぜそのことを聞いたかといいますと、私は山中東谷地区の法人で関わっていますがかなり参加される方が少ないです。でも実際には畑に行く、田んぼがあるというところで、そのような活動をされていること自体が元気なのではないかと思えます。必ずしも事業を行ったからよいというわけではなく、それぞれの元気のあり方は違うと思えます。その辺も含めて、地区の特徴といったことも見極めながら住民の方がどのようなことを本当に求めていらっしゃるのかということが考えられたらよいと思えます。

【浅野委員】

今のお話を聞いて疑問があるのです。住民主体になっていくと、今現在は法人の委託ということになっておりますが、法人の委託を外してまちづくりのほうへの委託に移行していくのですか。将来的にはそのようになっていくと考えればよいのですか。

【事務局】

今のところそこまでのことは考えておりません。例えば地区への委託というのは、今現在の地区ではなく、ほかの新しい地区でのあり方というところでは、将来的においては可能性があると考えております。

住民主体としては、例えば送迎の部分や地域の方のご協力をいただけるところを念頭に置いてお話をさせていただきました。

また、地域型の元気はつらつ塾は、地区への働きかけというよりは私どもの予防事業

ということもありますが、自分の地区を「予防」という切り口から考えていただける一面かと思い、包括として地区へアプローチをさせていただいています。

今後の予防塾などのあり方については、地区への委託というところも十分含めて考えていかなければならないことだと思います。

【南野会長】

これと関連しまして、資料2-1の「介護予防基本チェックリスト」の真ん中に円グラフとその横に棒グラフがあります。棒グラフを見ると、すべての項目において平成28年度のほうが「機能低下あり」となっています。これは回答された方の主観的なもので、おそらくそのように感じられている方が増えているということだと思います。運動機能に関しては、14.8%から24.8%と、数字が上っています。これは住民の方がそれぞれ今まで以上にチェックをすることによって健康に関心を持つようになったという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

そのような側面もあると思います。説明不足の面が一点ございまして、お詫びとともに説明させていただきます。

「介護予防基本チェックリスト」ですが、従前、65歳以上の介護保険の認定を受けていない方全員に送らせていただいております。21,000人から22,000人の65歳以上の方から4,000人弱の方を引いた17,000人から18,000の方に送らせていただいていたのですが、やはり65歳から70代前半の高齢者の方々は非常にお元気ですのでこのような回答がいただけています。介護保険の認定は75歳から多くなっていくという傾向が見えておりますので、平成27年から対象を70歳以上と変えさせていただいております。ここにおける結果についても、年齢差といったものが表れていると捉えております。平成27年度と平成28年度の調査の対象年度が違うもので、明らかにこの数値が増えている現状です。平成27年度は年齢の上限を区切っていたもので、平成28年度は70歳以上の認定を受けていない方全員になっております。

【浅野委員】

一般の方にはわかりにくいと思います。何かの機会があればご説明していただければと感じます。

【松本委員】

今までご説明とご質問が多種にわたってありましたが、私が感じたのはこれだけ施設などが充実してきている中で、利用しようとする人はどのようなところで決断できるのかという点です。協力員とおっしゃいましたが、これは福祉協力員という意味ですか。

【事務局】

協力員さんは各地区によってさまざまです。民生委員さんや保健推進委員さんが行っている地区もあれば、サークルリーダーさんが協力員となって運営している地区もあります。

【松本委員】

私も協力員なのですが、今までのお話の中で私でもそういったことができるのでしょうか。

【浅野委員】

協力員とは、元気はつらつ塾の協力員ということで、今委員がおっしゃっている協力員は社協のほうの地域見守りの福祉協力員のことですね。

【松本委員】

それではないのですね。わかりました。

【南野会長】

委員のおっしゃっている協力員は、福祉協力員です。地域の民生委員の補助的なものです。

【松本委員】

協力員の方も当然そういった立場に立たれるのでしょうかけれど、利用したいという該当者が何をもってそのような知識を得ることができるのでしょうか。これだけたくさんできて、それぞれの果たす役割の機能を選択できるのでしょうか。本人の知識をもって決断する、あるいはいろいろな方のアドバイスを得た上で決断するのですが、これだけたくさんのものでできると、利用しようとする方も迷うのではないかと思います。

【事務局】

例えば施設などの入所の決断というのは、ご本人やご家族などそれぞれ状況は違うと思います。ご指摘の通り、さまざまなサービスがたくさんあります。必要となるまでそういったサービスのことを調べないとといったところがあります。困った状況に応じてどのようなサービスがあるかということをお伝えするところ、決断の前の段階がいちばん大事だと思っております。「包括支援センターの機能強化」という言葉的なこととなりますが、身近な相談窓口を設置して気やすく相談できてその状況に応じた助言ができるような体制を組めればよいと思っております。話はそれですが、地域密着型事業所のほうで2か月に1度運営推進会議を行っていただいております。その中に参加されています。ご家族さんのご意見をお聞きしていると、ほかにどのような介護サービスがあるのかは実際知らないとおっしゃいます。やはり介護が必要になる前からのいろいろな情報の伝え方を優先しなければいけないと思います。入所や地域型元気はつらつ

塾に通われるのもそうなのですが、そういったところにも助言、アドバイスできるような体制についても整えていきたいと思っております。

【南野会長】

ほかにご質問はございませんか。それでは次に移ります。

議題6. シニア活動応援事業について

【南野会長】

議題6の「シニア活動応援事業について」、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

【資料6】シニア活動応援事業について説明

【南野会長】

説明ありがとうございました。只今の報告について、何かご質問などございませんか。それでは、本日の議題は以上となります。

今後の分科会の運営など議題以外のことで特にご発言はございましたら挙手をお願いします。

【本間委員】

分科会の傍聴のあり方についてお伺いします。傍聴席が設けられていますが、どのようなルールで傍聴が可能になっているかをお聞きします。

【事務局】

会議の開催については、新聞、広報がありますが、そういったところに投げ込みという形でご案内しております。また、ホームページにも載せております。そういった形で会議の開催についてご案内しております。

【本間委員】

傍聴については、どなたが傍聴されても構わないのですか。

【事務局】

はい、そうです。

【本間委員】

この会に参加する委員には1か月ほど前に日程を知らされて、その後詳しい資料が郵送されてきます。この会以外の方が傍聴するというのは今までありませんでした。そこ

に偏りがあってはいけませんし、決定事項と事業者の運営ということについて、広く市民に傍聴の機会があってもよいのではないかと思います。

【事務局】

ホームページに載せると申し上げたのですが、期間が短いという問題があると思いますので、できるだけ長い期間で広く周知ができるようにしてまいりたいと思います。

【南野会長】

ほかにはございませんか。

【辻委員】

今回初めて出席させていただきました。私が常々感じているのは、このようにいろいろなことを行っていただいているのですが、どこに聞いてよいのか、何をしてくれるのか、あるいは何をしなければいけないのかということについて周知が足りないのではないかと思います。できればある程度、このようなことに対してはここに聞いてほしい、このようなことを行ってくれますといったことが、もしかしたら今もあるのかもしれませんが、私の立場でもそれがどこにあるのかわかりません。わかりやすくしてほしいと思います。それを読みたい人というのは、多分ホームページは見ません。最近の傾向として、ペーパーを使わないということがありますが、高齢者の方はパソコンや携帯電話でものを見るということはあまりないので、その辺をわかりやすく書いてあげることが一番の取り組みだと思います。

また、はつらつ塾などいろいろなことがあるのですが、投げかけられることが広すぎて何について話してよいのかわからない部分があります。具体的にどのようなことについて話をするのか、どのようなことを行いたいのかということ伝えてほしいとお願いすると、それを皆さんで決めていただきたいといわれる場合があります。高齢者の方がわかりやすい内容のものに絞って話を出していただきたいと思います。

【事務局】

なるべく多くの皆さんに周知するという方法は常々考えておりますが、皆さんに情報が届くのが非常に難しいというところがあります。まず、市としては広報がいちばんの情報ツールになりますので、広報には最初に載せます。それだけではなく、ホームページを見る高齢の方は少ないのですが、これからのことを考えるとホームページも重要だと思いますので、こちらのほうにも載せていきます。皆さんに周知するというのが、市としては重要なことであると思っておりますが、なかなか届かないというのが実情です。なるべく届くように考えていきたいと思っております。ペーパーレスということがいわれていますので、どうしても印刷するということが少なくなってきましたが、印刷でつくって周知をしていきたいと思っております。

また、町内や地区の説明を行う場合、まず地区の役員の方には、どのような主旨で、

どういった人を集めてほしいといったことを相談して確認しながら進めていきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

【南野会長】

それでは時間もまいりましたので以上といたします。事務局より報告事項はありますか。

【事務局】

次回以降の分科会の予定について説明

【南野会長】

どうもありがとうございました。議事進行にご協力賜り厚くお礼申し上げます。
これで高齢者分科会を終了します。ありがとうございました。